

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和4年9月26日付けの保護変更決定通知書により行った保護変更決定処分のうち、同月分の生活扶助費を再支給した部分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法・不当であると主張しているものと解される。

失くしたのは、現金8万円と交通系ICカード2枚の合計8万4500円強である。支給日が令和4年9月26日になっているのはおかしく、全額の支給を求める。処分庁は最少限度の額を支給することとした旨主張するが、光熱費や通信費は最少限度の額の対象であり、食費だけでは生活できない。

また、処分庁は、請求人が、口座残高確認のための同意を拒否した旨主張するが、請求人は再支給の審査に必要であれば口座確認を承諾している。担当職員から再支給に対して不要と言われたため、承諾しなかったのであり、実際、銀行を調べていないのに2万円弱が支給された。

請求人は、遺失届を被害届と誤認し、当初、交番に届け出た令和

4年9月4日に被害届が受理されたものと考えていた。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|---------------|--------------|
| 令和 5年 8月 18日 | 諮問 |
| 令和 5年 10月 20日 | 審議（第82回第2部会） |
| 令和 5年 11月 17日 | 審議（第83回第2部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

また、法11条1項は、保護の種類として、1号で「生活扶助」を挙げている。

(2) 資料の提供依頼

法29条1項1号は、福祉事務所長は、保護の実施のために必

要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等について、官公署等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に、報告を求めることができるとしている。

(3) 扶助費の再支給

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10・4・(2)は、盗難、強奪その他不可抗力により前渡された保護金品を失った場合、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるとしている。

扶助費の再支給を行うに当たり、留意すべき事項として、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10・問16・答・1は、盗難、強奪その他不可抗力の認定について、盗難、強奪の場合は、金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせることとしている。また、その他不可抗力による場合は、遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められないとし、遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせることとしている。

同・4は、預貯金の活用について、被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせることとしている。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問10-16・(答)は、本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではないとし、局長通知に規定されているところは、特定の場合の取扱いを示したにすぎず、盗難等の事例を種々の方法により確認するだけでなく預貯

金・手持金等の状況を勘案した上で最少限度の額を支給することとしている。

- (4) なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法定受託事務の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、令和 4 年 9 月 5 日に請求人から担当職員に対し、8 万円程の現金、2 枚の交通系 IC カードの入った財布が盗難に遭った旨の電話連絡があり、同月 15 日に警察に被害届が受理されていることが認められる。

また、処分庁は、令和 4 年 9 月分の保護費の再支給を検討するに当たり、請求人の預貯金・手持金等の確認を行うとともに、その詳細が確認できなかったことから、請求人に対して法 29 条に基づく調査の同意を依頼したが、請求人から不同意書面が提出され同意が得られなかったことが認められる。

なお、この点に関し、請求人は、保護費の再支給の審査に必要と言われれば口座確認を承諾したが、担当職員から再支給に対して不要と言われたため、承諾しなかった旨を主張しているが、そのことを証明する証拠はないから当該主張を認めることはできない。

本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではなく、保護費の再支給に当たっては、預貯金・手持金等の状況を勘案した上で最少限度の額を支給することとされている（1・(3)）。そうすると、処分庁が、請求人の預貯金・手持金等の詳細について確認できなかったことから、再支給額を受領しに来所した日（令和 4 年 9 月 26 日）までは需要が賄えていたものとみなした上で、請求人の生活維持のため、最少限度の額として同日から同月 30 日までの日割額となる 15,85

1 円を再支給することとしたこと（本件処分）が不合理なものとはいえず、当該日割額の算定にも違算は認められない。

したがって、本件処分は、上記(1)の法令等の定めにも反することなく適正に行われたものといえることができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、光熱費や通信費は最少限度の額の対象であり、食費だけでは生活できない旨を主張し、紛失した8万4500円強の全額の支給を求めているものと解されるが、本件処分が違法又は不当とは認められないのは上記2のとおりである。

また、請求人は、遺失届を被害届と誤認し、交番に届け出た令和4年9月4日時点で被害届が受理されていたものと思っていた旨を主張するが、扶助費の再支給を行うに当たっては、盗難等の事例を種々の方法により確認するだけでなく預貯金・手持金等の状況を勘案した上で最少限度の額を支給することとされているのであるから（1・(3)）、同日時点で請求人の交番への届出が被害届として受理されたか否かによって再支給額を同月26日から30日までの日割額とした本件処分の妥当性を左右するものではない。

よって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙（略）